

校良因山

卷之三

おきてがき

寛永 20 年（1643 年）9 月 17 日

この文書は、徳川家康の側近として活躍した天海が定めた寺内法度です。天海は、慶長 17 年（1612 年）に家康より徳利氏ゆかりの寺である長楽寺の住持（住職）に任命されます。掟書は 20 篇条かなり、家康の月命日の法要を行うこと、末寺は季節の挨拶を欠かさぬこと、本寺は門徒の葬儀について本寺に相談することなく行ってはならないこと、師の命に背く弟子は寺から追放すること等の厳しい内容が記されています。

長樂寺文書 H84-15-1 近世 ①/長 0

画像提供：太田市教育委員会

(H 84—15—1近世 長樂寺文書 ①／長0)

捷
良田山

二時の勤行を闕さず天下安全の御祈禱を致すべき事
毎月十七日東照大権現御法楽致すべき事

毎年四月十七日 東照権現講、諸末寺・諸門徒出仕致し、十六日の夜論議、十七日法事これを勤むべし、若し不参に於いては、

全二
毎日開山の茶湯・靈供回向懈怠有るべからざる事
天下制法申すに及ばず、本寺の如き背きし私僧所致すべからざ

本寺へ諸門徒三季の出仕、かか闕すべからず、若しこれ煩わしむる事

時早く其の断り有るべし、左右無く之を闕しむるに於いては、
代物壱貫文過料たるべき事

事 事の説法 門口輪音二ノ列行有取扱を定め
先規の如く毎年霜月十三日より權頭秋行有るべき事

諸末寺先規の如く灌頂の時集來有るべき事
諸末寺・門中官位補任次第座居たるべし、但し一寺門中混乱

大阿闍梨を遂げざる者、 伝法引導井に金襴袈裟着すべからざ
有るべからざる事だいあじやり

諸末寺に於いては、私灌頂執行有るべからざる事
毎年正月本寺へ手頂の儀、末寺門徒不參致^{シテ}かつざる事

門中加行護摩等の儀は申すに及ばず、九字護身法まで猥りに
許すべからざる事

諸末寺並びに門徒に於いて、本寺に窺わず住持居くべからざる

古来より門徒跡新直末の衆皆門徒に属す、但し勤学の輩いんぱは

縦世出世器量の人たると雖も、乱行僧に於いては、早く追放せしむべし。若し弟子同宿中乱行の事風聞せしむるに於いて

は、実否たかひを糺し事實じじつたるに於いては、是れ又早く追放致すべし、
隠し置くに於いては師弟していとも同罪どうざいたるべき事

師命に背く者、縱所化たると雖も介抱すべからず、且我が弟子たると雖も不孝の輩に於いては、追放せしむべき事

水二十未歳九月十七日